

令和 7 年度

「土地改良補償業務管理者（補）」資格試験問題

目 次		
問題 1（択一式）	・ ・ ・ ・ ・	1 頁
問題 2（択一式）	・ ・ ・ ・ ・	9 頁
問題 3（択一式）	・ ・ ・ ・ ・	2 1 頁

(令和 7 年度)

問 題 1

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題 1 土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

（問 1）農業農村整備事業の目的に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農業農村整備事業は、健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るための施策である。
- 2 農業農村整備事業は、土地が有する効用の十分な発揮、現在及び将来における地域の良好な環境の確保を図るための施策である。
- 3 農業農村整備事業は、農業の持続的発展、農村の振興、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立及び多面的機能の発揮の実現を図るための施策である。
- 4 農業農村整備事業は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを図るための施策である。

（問 2）農業農村整備事業の体系に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農業農村整備事業は、食料の安定供給、農業生産性の向上、農業生産の再編成及び農業構造の改善に資するため、農業用排水施設、農地の整備等を行っている。
- 2 農業農村整備事業は、農村地域での災害を未然に防止し、農地及び農業用施設の保全を図るための農地防災等を行っている。
- 3 農業農村整備事業は、快適で活力ある農村地域の形成に資するため、農業集落排水施設の整備、農村の総合的整備、中山間地域の総合的整備を行っている。
- 4 農業農村整備事業は、国民の食料需給の動向に応え、農業と農村の健全な発展のため、都市と農村の生活環境の一体的な整備、及び農地や施設等の保全管理を行っている。

（問 3）土地改良事業の費用対効果分析に関する記述について、（A）～（D）に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

土地改良投資に先立って、（A）の検証はもちろん（B）からも（C）としての立場及び（D）の立場に立ってその妥当性を検証し有効性を十分確認する必要がある。

	（A）	（B）	（C）	（D）
1	生産コスト削減	経済的な側面	施設管理者	消費者
2	技術的可能性	経済的な側面	投資主体	受益者
3	生産コスト削減	産地形成の側面	施設管理者	受益者
4	技術的可能性	産地形成の側面	投資主体	消費者

（問 4）用排水施設の整備に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 排水ポンプ場の整備により、河川から農業用水を安定的に取水し、排水不良による被害を防止している。
- 2 用排水施設の整備は、食料の安定供給とともに、流域内での水循環を支えるなど多面的機能の発揮にも貢献している。
- 3 受益面積が 100ha 以上の基幹的農業水利施設の多くでは老朽化が進行しており、用排水機場で 8 割、水路で 5 割が標準耐用年数を超過している。
- 4 食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や、洪水による農業被害を防ぐ排水などのため、ダム、頭首工、用排水路、用排水機場などの整備を行っている。

（問 5）農村整備に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 ほ場整備は、優良農地の確保と一体的に農業施設用地や住宅用地等の非農用地を創出し、生活環境の改善に貢献している。
- 2 農業集落排水施設の整備は、生活雑排水等を処理し、農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図るとともに、汚泥等の循環利用をなくし農村の資源循環を抑えている。
- 3 集落道と農道の一体的な整備は、集落からほ場までの通作時間を大幅に短縮し、あわせて農業の生産性が向上する。
- 4 営農飲雑用水の整備は、栽培・家畜飼育等の営農用水の供給と併せ、飲料水や生活用水の供給による定住環境の整備を図っている。

（問 6）農業水利施設のストックマネジメントに関する記述のうち、（A）～（D）に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

ストックマネジメントは、日常管理、機能診断、（A）の策定、対策、（B）のサイクルを、（C）や農業水利システム全体の視点を考慮しつつ段階的・（D）に実施するものである。

	（A）	（B）	（C）	（D）
1	機能保全計画	情報の蓄積	リスク管理	継続的
2	施設整備計画	情報の公開	危機管理	継続的
3	機能保全計画	情報の公開	リスク管理	集中的
4	施設整備計画	情報の蓄積	危機管理	集中的

（問 7）土地改良事業の種類に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 区画整理とは、土地の区画形質の変更の事業であり、これに附帯する農用地の造成の工事はできない。
- 2 農用地の造成とは、非農用地から農用地への地目変換であり、農用地間の地目変換は含まれない。
- 3 農業用排水施設や農業用道路の新設、管理又は変更は土地改良事業であるが、廃止は土地改良事業ではない。
- 4 農用地の改良又は保全のため必要な事業とは、客土、暗きょ排水、床締などをいう。

（問 8）土地改良事業に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良事業は、事業実施区域及び周辺環境に対して一定の負荷を与える可能性を有するものであり、また、多額の公共投資を伴うものである。
- 2 土地改良事業は、農業者の私的財産である農用地の利用関係等に影響を及ぼし、農業者の費用負担もあることから、原則として受益農業者の発意と同意を基本要件としている。
- 3 土地改良事業は、一定地域内の事業参加資格者の3分の2以上の同意があれば、強制的に事業を実施することができるが、費用負担は全員の同意が必要となっている。
- 4 土地改良事業は、土地改良法に基づいて行う事業であり、その事業の施行に関する基本的な要件に適合するものでなければならない。

（問 9）土地改良区に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良区は、その地域に係る土地改良事業を行うことを目的に、その規模等に応じて農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長の認可によって設立する。
- 2 土地改良区が設立されると、地区内の事業参加資格者は、設立の際の同意の有無にかかわらず土地改良区の組合員となる。
- 3 土地改良区は、定款の定めるところにより、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものを准組合員とした場合、議決権を付与しなければならない。
- 4 土地改良区は、地区内の土地改良事業と有機的関連のある附帯事業を実施する場合は、理事会の議決を経て規約に記載しなければならない。

（問 10）土地改良事業の費用負担に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業は、費用の一部を都道府県に負担させ、都道府県はその全部又は一部を関係農業者に負担させることができる。
- 2 国営土地改良事業の農業者負担分は、多額の経費を伴うことから、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっている。
- 3 国営土地改良事業の農業者負担分は、土地改良区に支払う方法のほか、都道府県に支払う方法、市町村に支払う方法がある。
- 4 国庫補助の対象とならない土地改良事業であっても、一定の要件を具備するものについては、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっている。

（問 11）土地改良事業に関し、国、都道府県、市町村又は土地改良区等の職員等（以下、「職員等」という。）が行う土地等の調査等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 職員等は、土地改良事業に関係のある土地を管轄する登記所等に、登記事項証明書の交付を除き、無償でその事業に関し必要な簿書の閲覧を求めることができる。
- 2 職員等は、土地改良事業に関し必要がある場合には、あらかじめその土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、当該土地に立ち入って測量することができる。
- 3 職員等は、土地に立ち入って測量をする場合には、身分証明書を携帯し、当該土地の占有者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 4 職員等は、他人の土地に立ち入って測量し、又は検査することによって通常生ずる損失については、補償しなければならない。

(問 12) 土地改良財産の定義等に関する次の記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農林水産大臣が、土地又は工作物その他の物件の所管大臣と協議して国営土地改良事業の用に供すべきものと決定したものは、土地改良財産である。
- 2 国営土地改良事業で取得した土取場、土捨場、資材置場等は、事業のため必要となったものであることから土地改良財産である。
- 3 国営土地改良事業のために取得した土地又は権利は土地改良財産となるが、立木は年数の経過に伴い滅失するので土地改良財産とはならない。
- 4 国の補助事業として行われる都道府県営土地改良事業及び団体営土地改良事業で造成された工作物その他の物件は、土地改良財産となる。

(問13) 土地改良財産の管理及び処分に係る関係法令等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産は、国有財産法に規定する国有財産台帳に代わるべきものとして、土地改良施設整理台帳により整理されている。
- 2 土地改良財産の管理及び処分について、農林水産大臣の権限の全てが土地改良法等に基づき地方農政局長等に分掌されている。
- 3 土地改良財産は、公共用財産については国土交通大臣に、普通財産については財務大臣に協議して農林水産大臣が管理及び処分を行うこととされている。
- 4 土地改良財産の管理及び処分に関する規定は、土地改良法及び土地改良法施行令に定められており、これらの規定は、国有財産法の特例を規定したものである。

(問 14) 国営造成施設の維持管理形態に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国営造成施設の管理受託者は、受託に係る施設を善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に要する費用を負担し、管理によって生ずる収入は帰属される。
- 2 基幹的な国営造成施設以外の施設については、用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件に、土地改良区、市町村及び地縁団体に譲与することができる。
- 3 国営造成施設のうち、治水、利水等の面において高度の公共性を有し、その管理に当たって特別の技術的配慮を必要とする施設について必要と認められるものは、国が管理する。
- 4 基幹的な国営造成施設とは、ダム、ため池のほか、えん堤（ダムを除く。）、水路などであって農林水産大臣が指定するものとされている。

(問 15) 土地改良財産の他の法令による管理との関係に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産である農業用道路が、道路法による路線の認定を受けた場合には、原則として道路法に基づき道路管理者に譲与する。
- 2 土地改良財産である農業用道路以外の施設について、道路管理者から道路法の道路の認定がなされ、道路以外の施設と道路との兼用工作物となっても、土地改良財産であることに変わりはない。
- 3 土地改良財産である水路、堤防等の施設が、河川法による河川管理施設となった場合には、原則として河川法に基づき国土交通大臣に譲与する。
- 4 土地改良財産である干拓堤防等が、海岸法による海岸保全区域の指定により海岸保全施設となった場合でも、その干拓堤防等は土地改良財産であることに変わりはない。

(令和 7 年度)

問 題 2

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題 2 土地改良補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

（問 1）土地改良補償要綱第 2 条に規定する語句の定義等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等とは、土地のほか土地収用法第 5 条に掲げる権利、同法第 6 条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び同法 7 条に掲げる土石砂れきをいう。
- 2 土地等の取得とは、土地、土地収用法第 6 条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び土石砂れきの取得並びに同法第 5 条に掲げる権利の消滅をいう。
- 3 土地収用法第 7 条に掲げる土石砂れきは、民法上は土地の構成部分をなしているが、すでに採掘により土地から分離された動産の形態をなしているものも含まれる。
- 4 権利とは、民法その他の法律により権利として認められているもののほか、永年にわたって反復継続して営まれている実態から、社会通念上権利と認められる程度までに成熟した慣習上の利益を含む。

（問 2）土地改良補償要綱第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に規定する補償額算定の時期、補償を受ける者、個別払いの原則及び損失補償の方法に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地等の取得又は土地等の使用に係る補償額は、毎年度当初に決定した価格によって算定するものとし、年度当初から支払時期までの物価変動を考慮した補償額とする。
- 2 損失の補償は、土地又は物件等の所有権及びその他の権利を有する者に対し行うことを原則とし、例外的に単なる反射的利益を享受している者に対する損失の補償を認めている。
- 3 土地等の権利者各人がそれぞれ正当な補償を受けられない状態を回避するため、損失の補償は各人別にするものとして、代位による補償契約の締結及び支払いを禁じている。
- 4 損失の補償は、原則として金銭をもってするものとしているが、土地等の権利者が金銭以外の方法による給付を要求し、その要求が相当であり、かつ、真にやむを得ないものであると認められるときは、これらの給付を行うよう努める。

（問３）土地改良補償要綱第８条、第９条及び第９条の２に規定する土地の補償額算定の基本原則、土地の正常な取引価格及び地価公示区域における土地価格算定の準則に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 取得する土地に建物その他の物件があるときは、当該物件がないものとしての当該土地の正常な取引価格により補償する。
- 2 取得する土地の正常な取引価格を定める場合は、当該土地の所有者がその土地に対して有する主観的な感情価値を適正に評価して算定する。
- 3 土地価格の具体的評価に当たっては、近傍類地取引事例がある場合には、取引事例比較法を基準とし、それに収益還元法及び原価法を加味して算定する。
- 4 地価公示法第２条第１項の公示区域内の土地を事業用地として取得する場合は、公示された標準地の価格を規準として、当該土地の正常な取引価格を決定する。

（問４）土地改良補償要綱第１１条に規定する土地に関する所有権以外の権利の補償額算定の基本原則に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 地上権は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用することができる権利である。
- 2 賃借権は、小作料を支払って他人の土地において耕作又は牧畜をすることができる権利である。
- 3 地役権は、一定地域の住民が一定の山林、原野を共同で管理し、共同で収益することができる権利である。
- 4 抵当権は、債権の担保として債務者又は第三者から受け取った土地を占有し、他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受けることができる権利である。

（問５）土地改良補償要綱第１３条及び第１４条に規定する使用貸借による権利に対する補償及び占有権に関する記述について、（Ａ）～（Ｄ）に当てはまる組合せとして適当なものはどれか。

（Ａ）による権利に対しては、当該権利が（Ｂ）であるものとして算定した正常な取引価格に、通常の場合においては（Ｃ）程度の割合を乗じた額を補償する。

また、長期間占有を継続している占有権に対して補償を行う必要が（Ｄ）。

	（Ａ）	（Ｂ）	（Ｃ）	（Ｄ）
１	賃 貸 借	使 用 借 権	１／２	ある
２	使 用 貸 借	賃 借 権	１／３	ない
３	使 用 貸 借	賃 借 権	１／２	ある
４	賃 貸 借	使 用 借 権	１／３	ない

（問６）土地改良補償要綱第１５条に規定する建物等の取得に係る補償に関する記述のうち、取得する土地に存する立木を取得することができる場合の説明として不適当なものはどれか。

- １ 土砂の流出、崩壊等を防止するため、取得する土地を事業の用に供するまでの間、立木を残存させることが適当であると認められる場合は、当該立木を取得することができる。
- ２ 取得する土地が事業の用に供されるまでに相当な期間があるため、立木を移転することにより当該土地の維持管理に相当の費用が必要となると見込まれる場合は、当該立木を取得することができる。
- ３ 取得する土地に存する用材林又は薪炭林の立木（天然生林を除く。）であつて、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていると認められる場合は、当該立木を取得することができる。
- ４ 管理が適正に行われていないと認められる場合とは、間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合をいう。

（問 7）土地改良補償要綱第 18 条に規定する漁業権等の消滅に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 漁業権等の消滅とは、土地改良事業の施行により当該権利等に係る漁場の全部について漁業権等の行使ができなくなることをいう。また、当該漁場の一部について漁業権等の行使ができなくなることを漁業権等の制限という。
- 2 漁業権等の消滅に係る補償額の算定における平均魚種別漁獲量は、漁業権等を消滅させる地域における漁獲量の実情を調査し、統計及び税務申告書等の資料を参酌して定めるものとし、自家消費に当てたものは含めないものとする。
- 3 漁業権等の消滅に係る補償額の算定における魚価は、豊凶の著しい年を除いた評価時前 3 か年ないし 5 か年の平均魚種別の魚価とし、販売手数料を控除したものとする。
- 4 消滅させる漁業権等に対しては、当該権利を行使することによって得られる平年の純収益を資本還元した額を基準とし、当該権利に係る水産資源の将来性等を考慮して算定した額をもって補償する。

（問 8）土地改良補償要綱第 22 条、第 23 条及び第 23 条の 2 に規定する土地の使用に係る補償、空間又は地下の使用に係る補償及び土地の使用に代わる取得に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 近傍類地に賃借りの事例がある宅地見込地の正常な地代又は借賃を算定するに当たっては、使用する宅地見込地の正常な取引価格に 6 パーセントを乗じて得た額を 1 年間の地代又は借賃の参考とする。
- 2 正常な地代又は借賃は、使用する土地及び近傍類地の地代又は借賃に、これらの土地の使用に関する契約が締結された事情、時期等及び権利の設定の対価を支払っている場合においてはその額を考慮して適正な補正を加えた額を基準とする。
- 3 農業用管水路の設置により地下を長期にわたり使用するときは、当該土地の正常な地代又は借賃に当該土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額を一時払いとして補償する。
- 4 土地を 3 年以上にわたり使用しようとする場合において、当該土地の所有者から土地の取得を請求され、その請求がやむを得ないものであると認められるときは、当該土地を取得することができる。

(問 9) 土地改良補償要綱第 26 条、第 27 条及び第 28 条に規定する建物等の移転料、移転困難な場合の建物等の取得及び移転料多額の場合の建物等の取得に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地等の取得に伴い建物を移転するときの移転工法としては、再築工法、曳家工法、改造工法、復元工法及び除却工法があるが、建物の構造及び用途により移転工法が異なるので、はじめに当該建物に最適な移転工法を認定し、次に通常妥当と認められる移転先を選定する。
- 2 土地等の取得に伴い建物を移転するときの移転工法における再築工法には、構外再築工法と構内再築工法があるが、この構内再築工法は、残地に従前の建物と同種同等の建物又は従前の建物に照応する建物を建築することが合理的と認められる場合に採用する工法である。
- 3 土地等の使用に伴い建物を移転するときの移転料は、当該建物を使用対象地から除却する費用と、使用終了後に当該使用対象地に従前の建物と同種同等の建物を再現するために必要な費用を補償することとなり、当該建物の正常な取引価格を越えることとなるため移転補償は存在しない。
- 4 建物等の移転に伴い木造の建築物に代えて耐火建築物を建築する等の建築基準法その他の法令の規定に基づき必要とされる既設の施設の改善に要する費用は、当該建物所有者の請求により移転料に加えて補償する。

(問 10) 土地改良補償要綱第 29 条に規定する動産移転料に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等の使用に伴い動産を移転する場合において、使用終了後に従前地に移転する動産に対する補償の額は、使用終了時点において新たに移転料を算定する。
- 2 移転料の算定において、木材、薪炭、石炭、据付をしていない機械器具又は金庫その他の動産で、容積及び重量で台数積算を行うのが適当なものを一般動産とする。
- 3 土地等の取得又は使用に伴い動産を移転する場合において、取扱いの困難なものについては、その実情に応じて梱包、積上げ及び積卸し人夫賃、易損品割増料その他必要と認められる特殊経費を加算する。
- 4 移転料の算定において、居住用家財、店頭商品、事務用什器その他の動産で普通引越荷物として取り扱うことが適当なものを屋内動産とする。

(問 11) 土地改良補償要綱第 35 条に規定する移転雑費に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 取得又は使用する土地に移転を要する建物等があっても、当該建物等が構内移転で他に移転先を取得又は使用する必要がない場合は、移転先選定に要する費用は補償しない。
- 2 移転先又は代替地等の選定に要する費用には、建物等の所有者等が自ら移転先を選定する「自己選定の場合」と、建物等の所有者等が宅地建物取引業者に依頼して選定する「業者選定の場合」があるが、業者選定の場合には業者報酬額のみ補償する。
- 3 法令上の手続に要する費用は、建物の登記に関する滅失登記、表示登記、保存登記に要する費用及びこれらの登記の登録免許税相当額であり、建築物確認申請手数料及び建築物の設計、工事監理等業務報酬額は補償しない。
- 4 土地等の使用に係る場合において、当該使用の終了後に従前地へ移転するときに必要な移転雑費は、使用開始時の移転雑費と同額となり移転先の選定に要する日数も同様に考慮する。

(問 12) 土地改良補償要綱第 38 条に規定する果樹等の収穫樹の伐採補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 取引事例がない果樹等の収穫樹で未収益樹を伐採するときは、伐採後の残存効用年数に対する純収益の前価合計額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 2 取引事例がない果樹等の収穫樹で収益樹を伐採するときは、現在までに要した経費の後価合計額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 3 果樹等の収穫樹を伐採するときは、果樹等の収穫樹の伐採除却に通常要する費用相当額は補償できるが、当該収穫樹を廃材として処分する費用は補償できない。
- 4 果樹等の収穫樹を伐採するときは、当該立木の正常な取引価格と伐採除却に通常要する費用相当額との合計額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。

(問 13) 土地改良補償要綱第 39 条の 2 に規定する庭木等の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 庭木等を伐採することが相当であると認められるときの補償は、当該庭木等の正常な取引価格と伐採除却に要する費用相当額との合計額から伐採により発生する材料の価格を控除した額とする。
- 2 庭木等の伐採補償における庭木等の正常な取引価格とは、伐採する庭木等と同種同等の立木の植木市場での取引価格であり、当該立木の運搬及び植込み費用は補償額に含めない。また、伐採された庭木等を廃材として処分する費用は補償しない。
- 3 土地等の取得又は使用に伴い残地に庭木等が存することとなる場合において、建物等を移転することに伴い当該庭木等を移転することが相当であると認められるときは、当該庭木等を移転するのに要する費用を補償する。
- 4 防風、防雪等の効用を有する庭木等を伐採することが相当であると認められるときの補償は、当該庭木等の正常な取引価格に代えて、当該効用を代替する工作物の設置に要する費用を補償する。

(問 14) 土地改良補償要綱第 44 条に規定する農業休止の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等の取得又は使用に伴い通常農業を一時休止する必要があると認められるときは、通常農地を再取得するために必要とする期間中の固定的経費等及び通常農地を再取得するために必要とする期間中の所得減の合計額を補償する。
- 2 農業を一時休止する必要があると認められるときとは、事業の施行により経営地の全部又は一部を使用される場合において、当該農地につき農業を一時休止しなければならないときである。
- 3 所得減は、休止前の所得相当額から休止後においても得られる予想所得相当額を控除した額とする。また、所得相当額は、農業粗収入に農業労働費を加えた額とし、農業労働費は自家労働の評価額のみとして雇用労働費は含まない。
- 4 農業休止の補償における休止期間中の固定的な経費とは、公租公課、施設の減価償却費等であり、公租公課には固定資産税、自動車税等を対象として算定し、所得税及び登録免許税等は除外する。

(問 15) 土地改良補償要綱第 5 3 条に規定する立毛補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地に農作物の立毛があるときは、当該立毛の粗収入見込額に当該土地の引渡時以後の通常投下される農業経営費を加えた額を補償する。この場合において、当該立毛に市場価格があるときは、当該立毛の処分価格を加えた額を補償する。
- 2 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地に農作物を作付けするためすでに費用を投下したときは、当該立毛の粗収入見込額に当該投下費用を加えた額を補償する。
- 3 立毛補償における粗収入見込額は、豊凶の著しい年を除き、当該立毛作物の評価時前 3 か年間の平均収穫量に当該作物の市場価格を乗じて得た額と副産物の市場価格との合計額とする。
- 4 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地に農作物の立毛がない場合でも、農作物を作付けするために既に費用を投下しているときは、種苗費、肥料費並びに耕うん整地その他の労働費等の既投下経費を補償する。

(問 16) 公共補償基準要綱第 3 条に規定する用語の定義に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 公共事業とは、土地収用法その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業をいう。
- 2 公共施設等とは、公共施設及び村落共同体その他の地縁的性格を有するものが設置し、又は管理する施設で公共施設に類するものをいう。
- 3 公共施設とは、公共事業の用に供する施設をいい、当該施設に関する事業を施行するにあたっては収用権が付与されていれば、当該事業完成後特定の個人の使用に供されている施設であっても、公共施設に含まれる。
- 4 機能回復とは、既存公共施設等の機能を、中断することなく、技術的・経済的に可能な範囲で、合理的な形で従前と同程度に、現実に戻させることである。

(問 17) 公共補償基準要綱第 7 条の規定に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 起業地外で既存公共施設等の機能回復を行う場合においては、道路、鉄道、電線路等の施設については、当該施設利用者の利便性を考慮して合理的と認められる地点を選定する。
- 2 起業地外で既存公共施設等の機能回復を行う場合においては、建物等の施設については、廃止又は休止する施設の総価額を標準として、当該施設の有する収益性を考慮して、従前地と同等と認められる地点を選定する。
- 3 公共施設等を合理的な建設地点に建設し、又は合理的な移転先に移転するために必要な土地を取得するために要する費用を補償するときは、一般補償基準に基づいて算定した正常な取引価格とする。
- 4 廃止施設敷地に残地が生じる場合であっても、公共補償は機能回復が原則であるため、当該残地の正常な取引価格は控除しない。

(問 18) 公共補償基準要綱第 12 条の規定に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 公共施設等を一定の構造等のものとする義務が課されている場合とは、既存公共施設等に代替する公共施設等が建築基準法の規定により建築物の種類、使用材料及び施設等について一定の構造等のものとするのが義務づけられる場合等をいう。
- 2 公共施設等を一定の構造等のものとする義務が課されている場合の補償額は、改良に要する費用のうち当該施設の種類、規模及び構造等を総合的に考慮して算定した費用の最高額とする。
- 3 法令には、公共施設等を一定の構造等のものとすべきとされている条例及び要綱等で、成文化され、かつ、公表されている行政指導も含む。
- 4 既存公共施設等に代替する施設等を建設し、又は移転するに当たり建築基準法等法令の規定により、当該公共施設等を一定の規格、構造のものとする義務が課されている場合においては、機能回復の限度を超える部分の一部を補償する。

(問 19) 事業損失の認定要件に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 因果関係とは、原因とそれによって生ずる結果との関係、すなわち、もし前者がなかったら、後者は生じなかったであろうという関係をいう。
- 2 受忍の限度とは、通常一般人が社会生活上快適に暮らせる範囲をいう。
- 3 事業損失は原則として、公共事業の工事が完了した日から2年を経過する日までに損害等の申出がなされたものであること。
- 4 公共事業の施行により発生した損害等において、不法行為が成立する場合には、損害及び加害者を知り得た時より5年経過した後、一般の損害賠償として請求することは何ら妨げられるものではない。

(問 20) 公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 起業地の周辺地域の用水使用者から水枯渇等の発生の申出があったときは、水枯渇等と工事との因果関係、その回復の可能性等について、速やかに調査を行う。
- 2 因果関係調査の結果等から公共事業に係る工事の施行により生じたと認められる水枯渇等により、用水使用者に受忍の範囲を超えない損害等が生ずると認められる場合においては、十分補填できる費用を負担する。
- 3 費用の負担は、用水使用者から公共事業に係る工事の完了の日から1年を経過する日までに請求があった場合に限り行う。
- 4 用水使用者から金銭に代えて既存の施設の改造、代替施設の新設又は事前の措置に係る施設の設置を要求された場合において、その要求が技術的及び経済的に合理的と認められるとき又はやむを得ないと認められるときは、これらの措置を行い引渡す。

(令和 7 年度)

問 題 3

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題 3 土地収用制度及び用地調査等請負業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

（問 1）土地収用法の目的及び土地を収用し、又は使用することができる事業（収用適格事業）に関する記述のうち不適当なものはどれか。

- 1 土地等の強制取得に関する法律制度としては、土地収用法のほか、特別法として、都市計画法、住宅地区改良法、鉱業法、森林法、採石法等がある。
- 2 土地収用法は、公共の利益となる事業に必要な土地等について収用又は使用する場合は、要件、手続、効果及び損失の補償等を定め、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。
- 3 事業を施行する上で必要不可欠な工事用道路、土捨て場、資材置場等の設置に関する事業については、収用適格事業には該当しない。
- 4 事業主体は、国や地方公共団体に限定されているわけではなく、営利を目的とする会社等が行う事業であっても、地方鉄道、電気工作物、ガス工作物にあっては、その事業の用に供する限りにおいては収用権が認められている。

（問 2）収用手続の当事者に関する記述のうち不適当なものはどれか。

- 1 土地収用法上の手続における当事者は、起業者、土地所有者、関係人、準関係人である。
- 2 起業者とは、土地収用法第 8 条第 1 項にいう土地等を収用し又は使用することを必要とする同法第 3 条各号に規定する公共の利益となる事業を行う者をいう。
- 3 土地所有者とは、土地収用法第 8 条第 2 項にいう収用又は使用に係る土地の所有者をいう。
- 4 準関係人とは、収用される土地及びこれに関する権利について、仮処分した者その他損失補償の決定によって権利を害されるおそれのある者をいうが、収用委員会へ意見書を提出する権利はない。

（問 3）事業説明会の留意事項に関する記述のうち適切なものはどれか。

- 1 事業説明会は、事業施行予定地内の全ての登記上の権利者に対して通知する。
- 2 起工承諾をしたということは、権利提供の同意があったものとみなされるため、事業説明会の開催案内について通知を行う必要がない。
- 3 通知文書の配布方法は、郵送、電報、職員による直接交付、FAX及び電子メールとする。
- 4 説明会において、事業反対活動が暴力化する場合など一定の場合には説明会を打ち切ることができる。また、参加者がいないときにも打ち切ることができる。

（問 4）事業認定の効力発生等に関する記述のうち適切なものはどれか。

- 1 事業の認定を得るには、事業認定申請書及びその添付書類を関係市町村ごとに2週間公衆の縦覧に供し、必要のあるときには専門的学識経験者、関係行政庁の意見を徴し又は公聴会を開く等の手続を経て認可告示されるものであり、事業認定の効力は、その告示の日の翌日から生ずる。
- 2 事業認定の効力は、告示の日から1年以内に裁決の申請をしないとき、又は4年以内に明渡裁決の申立がないときは、期間満了の日の翌日から将来に向かってその効力を失う。
- 3 収用又は使用の手続を保留した土地について、事業認定の告示の日から1年以内に手続開始の申立をしないときは、事業の認定は、期間満了の日から将来に向かって、その効力を失う。
- 4 事業の廃止又は変更のため土地等を収用する必要がなくなった場合において、関係市町村長がその旨を告示したときは、事業の認定は、その告示があった日から将来に向かって、その効力を失う。

（問５）収用又は使用の効果に関する記述のうち不適当なものはどれか。

- 1 起業者は、裁決において定められた権利取得の時期から 10 日以内に、補償金等の払渡し等を行わなければならない。
- 2 土地を収用するときは、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、起業者は、当該土地の所有権を取得し、その土地に関するその他の権利は消滅し、差押え等の効力は失われる。
- 3 土地を使用するときは、起業者は、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより、当該土地を使用する権利を取得し、その土地に関するその他の権利は、裁決で認められた方法による当該土地の使用を妨げないものを除き、使用の期間中は行使することができない。
- 4 明渡裁決があったときは、土地及び土地にある物件の占有者は、裁決に定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転しなければならない。

（問６）管理技術者及び照査技術者に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 管理技術者には、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者の資格を有する技術者のみが該当する。
- 2 照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 3 管理技術者は、すべての検証が完了した段階で、検証・照査済一覧表に取りまとめ、管理技術者の責において記名の上、照査技術者に提出する。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員が指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

（問 7）業務請負契約書に規定する地元関係者との交渉等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 業務請負契約書に規定する地元関係者への説明、交渉等は、受注者自らが、市町村及び関係団体の協力を得て行わなければならない。
- 2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、又は監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明等を行う場合には、説明等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
- 4 受注者は、用地調査等業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会いするとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。

（問 8）業務の履行期間の変更に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 発注者は、受注者に対して用地調査等業務の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知する。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地調査等業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。
- 3 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由及び必要とする延長日数の算定根拠を発注者に提出すれば足りる。
- 4 契約書の規定に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

（問 9）行政情報流出防止対策の強化に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 受注者は、自らの判断により業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用することができる。
- 2 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託する場合には、再委託先業者に対しては、行政情報の流出防止対策に関する指導を行うことを免除される。
- 3 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに監督職員に対し報告し、発注者が事故の再発防止措置を講ずる。
- 4 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報については、業務の実施完了後又は実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却する。

（問 10）地図等の転写に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 地図の転写は、調査区域の管轄登記所に備付けてある地図又は地図に準ずる図面について行う。
- 2 土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所では換地処分が行われる計画があるものについては、管轄登記所登記官と調整の上、その換地計画図の転写も併せて行う。
- 3 転写した地図には、登記所備付けの地図の着色に従って着色するとともに、方位、縮尺、市区町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 4 地積測量図等の転写は、調査区域内の土地について、管轄登記所に地積測量図等が存する場合に、これを転写により行う。

(問 11) 境界立会いの手順に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 境界標識が設置されている境界点については、市町村及び監督職員の同意を得る。
- 2 確認した境界点については、原則として、赤色のペイントを着色する。なお、境界石標等が埋設されているときは、黄色のペイントで着色する。
- 3 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、図面等を保有する権利者の立場を優先的に作業を行う。
- 4 表示した境界点について、関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置する。

(問 12) 費用負担の説明に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 費用負担の説明とは、土地の評価方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うことをいう。
- 2 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の計画概要、被害発生 の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握する。
- 3 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、監督職員との打合せ結果を踏まえ、説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討を行い、これら業務が完了したときは、その内容等について関係権利者と協議する。
- 4 権利者に対する説明は、管理技術者の指示により、2 名以上の者を一組として権利者と面接して行うものとし、また、権利者と面接するときは、その都度監督職員に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得て行う。

（問 13）完了図書の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 完了図書の作成とは、国営土地改良事業、直轄地すべり対策事業及び直轄海岸保全事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。
- 2 国営土地改良事業の完了図書については、事業出来形調書、土地改良財産調書、その他関係書類・図面等を作成する。
- 3 事業出来形調書は、事業年度別決算表と出来形内訳書で構成され、出来形内訳書として工事費内訳書、用地費及補償費内訳書、測量及試験費内訳書を作成する。
- 4 国営土地改良事業の土地改良財産調書は、土地改良施設整理台帳、占・使用台帳、他目的使用調書、土地改良施設整理台帳付属図面、土地改良施設台帳、土地改良補償施設整理台帳及び引継施設整理台帳で構成される。

（問 14）用地補償業務における阻害要因の調査及び処理方針の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 阻害要因に関する調査とは、用地補償業務の処理計画を策定するため、事前に用地補償業務における阻害要因を調査し、阻害要因の内容及び用地補償業務における課題（以下「阻害要因等」という。）を取りまとめ、処理方針案を作成する業務をいう。
- 2 処理方針案は、阻害要因等特定調査票に基づき、阻害要因等の解決方法及び処理方針案並びに事業計画及び工事実施計画について取りまとめる。
- 3 現地確認調査は、工事施行予定地周辺の現地において、聞き取りによる阻害要因の確認調査を行い、阻害要因を確認したときは、実態調査を行う。
- 4 法令規制等の調査は、地方公共団体等から法令規制の図面等を入手し、工事施行予定地周辺に土地改良法、森林法、砂防法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法及び建築基準法等の規制があるか確認を行う。

(問 15) 消費税等の調査に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の調査は、権利者が国の機関及び地方公共団体等であっても、消費税等相当額の補償の可否については、調査を行う必要がある。
- 2 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税等の額の補償額への加算の可否又は消費税等相当額の補償の可否の調査及び判定等を行うことをいう。
- 3 土地等の権利者等が個人事業者及び法人であるときは、消費税等が非課税であるため、補償の可否を判定等するために必要な資料を収集する必要はない。
- 4 過去5か年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、所轄税務署又は関係市町村役場税務担当課の職員の指示を受ける。